

議案第67号

小田原市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

[改正理由]

上下水道事業の附属機関として小田原市下水道管路包括的維持管理業務事業者選定委員会を設置するため改正する。

[内 容]

上下水道事業の附属機関として次の委員会を設置することとする。(別表関係)

名 称	設 置 目 的	委員の数
小田原市下水道 管路包括的維持 管理業務事業者 選定委員会	下水道管路包括的維持管理業務を行う事業者の選定等に関する事項につき、事業管理者の諮問に応じて審査し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申すること。	5人以内

[適 用]

公布の日